

アーツ千代田 3331
3331 屋上オーガニック菜園 申込書

(個人・法人) どちらかに○をつけてください。

※法人の方は「お名前」欄に連絡担当者、「ご住所」欄に会社住所をご記載ください。

申込日：20 年 月 日

ふりがな		
お名前 Name	氏	名

性別 Sex	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年齢 Age	
-----------	---	-----------	--

職業 Job		郵便番号 ZIP code																		
-----------	--	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな			ふりがな		
ご住所 Address			会社名		

※ハイフン (—) は不要です

電話番号 Telephone No.	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯																			
電話番号 Telephone No.	<input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> その他 ()																			

メール E-MAIL		@
---------------	--	---

希望区画数		区画
-------	--	----

<備考>

3331 屋上オーガニック菜園の第一期利用者の方はチェックを入れてください。

第一期利用者

3331 屋上オーガニック菜園 運営規則

2011年1月版

第1条 趣旨及び試行

- 1 本規則はアーツ千代田 3331（東京都千代田区外神田 6 丁目 11-14）が、屋上で運営するレンタル菜園（以下 3331 屋上オーガニック菜園とする。）の運営に関し、必要な事項を定めたものです。
- 2 本規則は 2010 年 7 月 1 日からの施行とします。

第2条 運営内容

3331 屋上オーガニック菜園は、菜園利用者の農業知識の普及啓発、利用者間の親睦を図り、そのための管理運営を行うことを業務とします。

第3条 運営に伴う内容

- 1 3331 屋上オーガニック菜園は、利用者に原則 1 区画（1 区画辺りおおむね 4 m²）を一人に貸出し、利用させるものとします。
- 2 利用者は貸出しされた区画を別途利用する者がいる場合は、その旨をアーツ千代田 3331 に届け、第 7 条に定められている金額を支払うものとします。
- 3 3331 屋上オーガニック菜園は、病害虫の大量派生の危険を極力排除するため、栽培環境の統一化を行います。そのために利用者が購入する土、肥料、苗、種などは、同一の指定業者からの購入という形にします。
- 4 栽培できる作物は、野菜、ハーブなどとし、3331 屋上オーガニック菜園を利用できる期間内に終了する作物に限定します。

第4条 利用者の選出と提出書類

- 1 アーツ千代田 3331 は利用者希望者に対して、利用許可申請書(別記書式 A)と共に身分証明ができる証明書の提出を求め、そのコピーを保管するものとします。
- 2 前項の申請書は、申込通過日から利用開始日 1 週間前までの間に提出しなければならないものとします。
- 3 アーツ千代田 3331 は、第 1 項に規定した申請書を受理、審査し、適当と認められた者を許可利用者としてします。
- 4 申請者の数が菜園の区分の数を超える場合は、前項の規定により適当と認められた者の中から抽選により許可利用者を決定します。
- 5 統括ディレクターは、前 3 項により決定された許可利用者に対し、使用する区画を決め、3331 屋上オーガニック菜園利用許可書を交付するものとします。
- 6 統括ディレクターは、前項の抽選の際、補欠利用者若干名の順位を決定し、許可利用者が利用の廃止を届け出たとき、又は第 10 条 4 項の規定により利用の許可を取り消されたときは、補欠利用者の中からあらかじめ定められた順位に従って補充するものとします。

第5条 利用期間

- 1 利用者の利用期間は、毎年 2 月下旬から翌年 1 月末日までとし、補欠利用者の利用期間も、使用開始時から翌年 1 月末日までとします。
- 2 2010 年度の利用開始期間、申請時期に関しては変則とし、統括ディレクターの判断とします。
- 3 利用期間は、1 回に限り更新することができます。ただし、統括ディレクターが特に必要があると認めるときは別途とします。

第6条 利用時間

3331 屋上オーガニック菜園の利用時間は下記とします。(夜間作業時に屋上全体のライト点灯はできません)
平日：午前 9 時から日没 30 分前まで
土日祝日：午前 8 時から日没 30 分前まで
ただし、統括ディレクターが特に必要と認めるときは、利用時間を変更できるものとします。

第7条 料金

3331 屋上オーガニック菜園の利用料金は 1 名 1 区画単位で下記の料金とします。
※料金は前納とし、初回は諸経費と共に 3 ヶ月前納とし、その後は 4 月、8 月、10 月末までに次の指定月分の利用料を指定口座に振込、または受付窓口にて現金で支払うものとします。

(個人)

1 ヶ月：7,000 円（消費税含む）／1 区画 5 名までの利用が可能
※追加人員がいる場合、一名追加につき 1,000 円の利用料がかかります。

初期費用：20,000 円（消費税含む）

※入館の際の手続き手数料など

※培土購入代

※2 名以上の利用の場合、1 名追加ごとに 2,000 円の諸経費がかかります。

(法人)

1 ヶ月：14,000 円（消費税含む）／1 区画 10 名までの利用が可能（ID カード・鍵は一組のみ発行）

※11 名以上で利用の場合は、1 名追加につき 1,000 円の利用料がかかります。

初期費用：20,000 円（消費税含む）

※入館の際の手続き手数料など

※培土購入代

※11 名以上で利用の場合は、1 名追加ごとに 2,000 円の諸経費がかかります。

第8条 利用者の資格

3331 屋上オーガニック菜園を利用できる者は、申請時点で次の各号に定める条件を備えるものとします。

- (1) 戸籍を持ち、生計を営んでいること。
- (2) 農業又は園芸関係の職業に従事していないこと。
- (3) 利用区分の管理を十分に行うことができること。

第9条 許可書の携帯

許可利用者が、アーツ千代田 3331 に入館する場合は、前条第4項に規定してある利用許可書を常に携帯し、アーツ千代田 3331 スタッフの要求があったときはこれを提示するものとします。

第10条 許可の中止

- 1 許可利用者が諸事情により利用を中止したい理由が起きた場合は、料金支払い月の10日までに、3331 屋上オーガニック菜園利用廃止届(別記書式B)でアーツ千代田 3331 に届けるものとします。
- 2 前項の届出書が料金支払い月末日から10日を過ぎた場合は、許可利用者が次の3ヶ月分の利用料を支払うものとします。
- 3 理由の如何を問わず、アーツ千代田 3331 に振り込まれた利用料は返還しないものとします。
- 4 統括ディレクターは下記の場合、菜園利用の許可の中止をすることができます。
 - (1) 許可利用者の言動、行動などが親睦を図るために不適切と判断し、申し入れをしたにも関わらず、その利用状況に変わりが無かった場合。
 - (2) 届けられた書類に偽りなどがあった場合。
 - (3) 使用料の入金が期日までに無く、その後10営業日までに入金が無かった場合。
- 5 許可が中止になった際、アーツ千代田 3331 は1ヶ月以内に許可中止利用者の貸出し区画を整理し、次の利用者に貸し出しすることができるものとします。

第11条 利用設備

許可利用者が利用できる設備は、利用許可を受けた区分のほか、3331 屋上オーガニック菜園に付帯する施設及びあらかじめ指定された機械器具類とします。

第12条 委任

この規則に定めるもの以外に必要な事項が出てきた場合は、統括ディレクターの判断で利用条件の変更、別途規約を定めることができるものとし、許可利用者はこれに従うものとします。

以上

アーツ千代田 3331
統括ディレクター 中村政人



3331
ARTS CYD

[問い合わせ先]

3331 Arts Chiyoda 〒101-0021 東京都千代田区外神田6丁目11-14 TEL : 03-6803-2441 FAX : 03-6803-2442
E-MAIL : info@3331.jp URL : <http://www.3331.jp>